

令和8年度物価高騰対策支援金（薬局分）Q&A

No.	内 容	質 問	回 答
1	制度・対象について	この支援金の目的は。	エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けて費用が増加している保険薬局の負担軽減を図り、将来に亘り安定的な医療提供体制を確保することを目的としています。
2	制度・対象について	補助金の交付対象施設は。	この支援金の交付対象者は、令和8年(2026年)3月31日において、九州厚生局による保険薬局の指定を受けている薬局を熊本県内（熊本市を含む）に開設しており、今後も継続して保険調剤を行う意思を有する者です。 ※ただし、申請書裏面に記載されている誓約事項にすべて該当する場合に限りです。
3	制度・対象について	休止中の薬局は対象となるか。	令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの期間に開局し（調剤業務を行い）今後も継続する意志を有する場合は対象となりますが、上記の全期間において業務を行っている実態がない施設（全期間事業を休止している施設）については対象となりません。
4	制度・対象について	薬局（店舗）は熊本県内にあるが、開設法人の本社は熊本県外にある場合、対象となるか。	本社が熊本県外にあっても、熊本県内を所在地とする保険薬局を開設（調剤業務を行っている）している場合、当該薬局分については対象となりえます。
5	制度・対象について	廃業を視野に入れているが、申請は可能か。	今後も継続して保険調剤を行う意思を有する者に限りです。

令和 8 年度物価高騰対策支援金（薬局分） Q&A

No.	内 容	質 問	回 答
6	制度・対象について	ドラッグストア（店舗販売業）は対象となるか。	店舗販売業は、対象になりません。
7	制度・対象について	交付対象を「保険薬局」に限定しているのはなぜか。	今回の事業は、エネルギー価格等の物価高騰の中で、調剤報酬等の公定価格が定められているため、費用を転嫁できない保険薬局を支援するための事業です。このため薬局については保険薬局を給付の対象としています。
8	制度・対象について	基準日時点で保険薬局を開設していたが、令和 7 年(2025年) 4 月 1 日から令和 8 年（2026 年） 3 月 31 日までの間に、移転に伴う廃業→新規開設許可申請を行い、薬局を開設した。移転前後の経費を合算して、増加分の算出をしてよいか。	移転前後で保険薬局コードが同一であれば、保険薬局として継続している（移転前後は同一の薬局）とみなしますので、合算した経費を基に増加分を算出していただいで差し支えありません。ただし、申請は、基準日（令和 8 年 3 月 31 日）現在で保険指定を受けていた薬局での申請となります。 また、移転前・移転後の薬局それぞれについて重複して申請することはできません。
9	制度・対象について	対象経費の「令和 7 年(2025年) 4 月 1 日から令和 8 年(2026年) 3 月 31 日までの間に交付対象者が支出する光熱費、燃料費等の物価高騰に係る上昇分」とはいつと比較して増加した分ですか。	「令和 3 年(2021年) 4 月 1 日から令和 4 年(2022年) 3 月 31 日」までの費用と、「令和 7 年(2025年) 4 月 1 日から令和 8 年(2026年) 3 月 31 日」までの費用を比較して、光熱費等の対象経費が増加している場合は対象となります。

令和 8 年度物価高騰対策支援金（薬局分） Q&A

No.	内 容	質 問	回 答
10	申請方法 について	申請にはどんな書類が必要か。	<p>以下の書類を御準備ください。</p> <p>①令和 8 年度(2026年度)熊本県薬局物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式 1）</p> <p>※開設者が「法人」の場合と「個人」の場合で様式が異なりますのでご注意ください。</p> <p>②申請薬局一覧（様式 1 - ②）</p> <p>③振込先口座が確認できる通帳の写し（取引口座等が確認できるページ）</p> <p>※通帳の写しは、通帳を撮影した画像でも差し支えありませんが、<u>口座名義、口座番号、金融機関及び支店名が読み取ることができる鮮明なもの</u>を添付してください。</p> <p>※口座名義が申請者と異なる場合は、別途「委任状兼口座振替申出書（押印が必要）」の提出が必要です。</p>
11	申請方法 について	申請の受付期間はいつまでか。また、支援金の支給はいつか。	<p>申請受付期間は、令和 8 年(2026年) 6 月 5 日（金）までです。（郵送の場合は当日必着）</p> <p>支援金の支給は、審査を終えたものから順次行います。審査状況によっては支給に時間がかかる場合があります。</p> <p>※交付が決定した場合、熊本県から交付決定通知書が届きますが、通知の発行日は、支援金の振込日ではありませんのでご注意ください。</p> <p>※個別の進捗状況、支給日（振込日）はお答えできません。</p>

令和8年度物価高騰対策支援金（薬局分）Q&A

No.	内 容	質 問	回 答
12	申請方法 について	申請方法はどのようにすればよいか。	<p>原則、電子申請をお願いします。以下の提出先アドレス（熊本県薬剤師会事務局内）へメールで提出してください。</p> <p>【提出先】 （メールアドレス） r4bukkakoutou@kumayaku.or.jp</p> <p>※電子申請が困難な場合や押印が必要な書類に限り、郵送での申請も受け付けます。 ※申請書等の様式は、熊本県薬剤師会又は熊本県薬務衛生課のホームページからダウンロードすることができます。</p>
13	申請方法 について	複数の薬局を開設している場合、申請は薬局ごとか、法人単位か。	<p>薬局開設者が、交付対象である全ての薬局をとりまとめた上で、1件の申請書として申請してください。対象となる薬局については、様式1-②「申請薬局一覧」に記載して提出してください。</p> <p>※同一の法人が開設する薬局について、支給口座を分ける必要がある等、とりまとめが困難な場合は、申請窓口まで御連絡のうえ、それぞれ申請をお願いします。</p>
14	申請方法 について	光熱費等の増加を証明する書類や領収書などを申請書に添付する必要があるか。	<p>申請時点で添付する必要はありませんが、5年間（令和13年度末まで）施設・事業所等において適切に保管するとともに、県から求めがあった場合は速やかに提出いただく必要があります。※虚偽の申請を行ったことが判明した場合は、返還を求めます。</p>

令和8年度物価高騰対策支援金（薬局分）Q&A

No.	内 容	質 問	回 答
15	申請方法について	申請書類に押印は必要か。	<p>押印は必須ではありません。</p> <p>押印を省略する場合は、申請書の書類発行責任者等について記入が必要です。</p> <p><u>※ただし、「委任状兼口座振替申出書」については押印が必要です。</u></p>
16	申請方法について	申請書類の作成方法等を直接相談したい場合の窓口はどこか。	<p>本事業についての相談、問合せ窓口は熊本県薬剤師会事務局です。</p> <p>（支援金相談窓口） 熊本県薬剤師会事務局 TEL:096-370-5800 メール：r4bukkakoutou@kumayaku.or.jp</p>
17	申請方法について	申請後に、記載漏れや標記誤りなど申請内容の誤りに気付いた場合はどうすればよいか。	<p>No.16の支援金相談窓口へご連絡ください。</p> <p>また、申請書類記載事項に疑義がある場合は、熊本県薬剤師会事務局から申請者に対して内容確認や、補正指示等について御連絡いたします。</p>
18	申請方法について	申請者と受取口座の名義が異なる場合はどうすればよいか。	<p>原則として、支援金の受取口座は申請書に記載する申請者（法人の場合は法人）名義の口座としてください。</p> <p>やむを得ず申請者と異なる口座とする必要がある場合は、「委任状兼口座振替申出書（要押印）」を申請書に添付してください。</p>

令和8年度物価高騰対策支援金（薬局分）Q&A

No.	内 容	質 問	回 答
19	申請方法 について	同一法人で複数の薬局を開業している場合で、 薬局毎に振込先口座を変えたい場合の申請はど うなるか。	複数薬局を開業している場合であっても、原則として、振込先口座は1つとし、1件の申請と してください。 やむを得ず口座を分ける必要がある場合は、予め申請窓口で連絡の上、振込先口座ごとに薬局 を分けて申請してください。 ※その場合、重複して申請することのないよう十分注意してください。
20	申請方法 について	申請書類の到着状況や審査状況、支給日につい て問い合わせたい。	個別の進捗や支給日をお答えすることはできません。 書類の到着状況の確認は、No.16の支援金相談窓口までお願いします。
21	申請方法 について	市町村が実施する物価高騰対策補助金等との重 複申請は可能か。	市町村等が実施する他の支援制度を受給しても、なお光熱費等の物価高騰に係る上昇分（消費 税及び地方消費税相当額を除く）がある場合は、申請可能です。ただし、県の支援金を受給し た場合に他の支援金を受けられることができるか否かは、他の支援金の支給要件を御確認ください。 市町村等から同様の支援制度による給付を受けた場合は、物価高騰の影響を受けたことを証す る書類と併せて、当該給付額が分かる書類も一緒に保管しておいてください。
22	申請方法 について	実績報告書や請求書などの提出は必要か。	申請書が実績報告書及び請求書を兼ねる様式としていますので、別途提出する必要はありません。 なお、対象経費は消費税及び地方消費税相当額を除いた分となるため、仕入控除税額の報 告も不要です。 (参考) 交付要項 第9条 この支援金は、第5条第1項に定める申請書の提出をもって実績報告書の提出に代え、第6 条に定める交付の決定をもって額を確定したものとみなす。